

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	小児慢性特定疾病医療費の支給認定事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長崎県は、小児慢性特定疾病医療費の支給認定事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすおそれがあることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

- ・本事業において用いるシステムの利用に当たっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及び生体認証によるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じる。
- ・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持ち出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏洩に対する対策を講じる。
- ・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において長崎県個人情報取り扱い事務委託基準に基づく別記「個人情報取扱特記事項」を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。

## 評価実施機関名

長崎県知事

## 公表日

令和7年12月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費の支給認定事務
②事務の概要	<p>【概要】 児童福祉法に基づき、同法で定める者に対して、小児慢性特定疾病の認定・各種変更等の事務を行う。</p> <p>【具体的な内容】 新規・更新申請及び変更届の内容により審査を行う。 ・世帯全員の住民票により対象児、被保険者の居住地の確認。 ・受給者の属する世帯の課税額等により、自己負担額の階層区分を決定。 (調査項目:市町村民税額、生活保護認定状況、年収等) 認定者に対し、自己負担額、高額療養費適用区分を記載した受給者証を交付。</p>
③システムの名称	小児慢性特定疾病対策システム、中間サーバー、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病医療費助成事業等受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表 8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	○番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ・特定個人情報の照会 8の項 ・特定個人情報の提供 23の項、55の項、95の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・長崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課 所在地: 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号: 095-895-2443 ・総務部県民センター 所在地: 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号: 095-894-3441
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	長崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課 所在地: 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号: 095-895-2443

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>[ 1,000人以上1万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 1,000人未満(任意実施)</li><li>2) 1,000人以上1万人未満</li><li>3) 1万人以上10万人未満</li><li>4) 10万人以上30万人未満</li><li>5) 30万人以上</li></ul>
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 500人以上</li><li>2) 500人未満</li></ul>
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 発生あり</li><li>2) 発生なし</li></ul>
----------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

### 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[ 基礎項目評価書 ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 基礎項目評価書</li><li>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</li><li>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</li></ul>
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[      ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[      ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[      ]接続しない(入手)    [      ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

8. 人手を介在させる作業		[ ]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者への情報セキュリティ研修および個人情報の安全管理措置に係る研修を行っている。(1年ごと)		
9. 監査			
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[      ] 内部監査	[      ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>		
当該対策は十分か【再掲】	[      十分である      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	県で定めている特定個人情報等の保護に関する取扱規程を順守している。		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月4日	7. 請求先	所在地: 〒850-8570 長崎市江戸町2-13	所在地: 〒850-8570 長崎市尾上町3-1	事後	庁舎移転に伴う変更
平成30年7月4日	8. 連絡先	所在地: 〒850-8570 長崎市江戸町2-13	所在地: 〒850-8570 長崎市尾上町3-1	事後	庁舎移転に伴う変更
平成30年7月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	
平成30年7月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	
平成30年7月4日	特記事項	個人情報取扱特記事項	別記【特】個人情報取扱特記事項	事後	委託基準改正に伴う変更
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	新設された評価項目の記載	事後	
令和2年8月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年8月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和3年8月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法第9条第1号 別表第一 7の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条第2号、3号	○番号法第9条第1号 別表第一 7の項	事後	特定個人情報保護評価指針の改正(令和3年2月5日)に伴う変更
令和3年8月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 9の項 ・特定個人情報の提供 26の項、56の2の項、87の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 ・特定個人情報の照会 第8条各号 ・特定個人情報の提供 第19条第1号二、同条第2号から同条第6号まで、第30条第2号、第44条第1号二、同条第2号から同条第6号まで	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 9の項 ・特定個人情報の提供 26の項、56の2の項、87の項	事後	特定個人情報保護評価指針の改正(令和3年2月5日)に伴う変更
令和3年8月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年8月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 9の項 ・特定個人情報の提供 26の項、56の2の項、87の項	○番号法第19条第8号 別表第二 ・特定個人情報の照会 9の項 ・特定個人情報の提供 26の項、56の2の項、87の項	事後	番号法改正(令和3年9月1日)に伴う変更
令和4年7月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	
令和4年7月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	
令和5年6月30日	7. 請求先	電話番号:095-895-2445	電話番号:095-895-2443	事後	班異動に伴う変更
令和5年6月30日	8. 連絡先	電話番号:095-895-2445	電話番号:095-895-2443	事後	班異動に伴う変更
令和5年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	
令和5年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	
令和6年12月18日	特記事項	別記【特】個人情報取扱特記事項	別記 個人情報取扱特記事項	事後	
令和6年12月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法第9条第1号 別表 7の項	○番号法第9条第1号 別表 8の項	事後	
令和6年12月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 別表第二 ・特定個人情報の照会 9の項 ・特定個人情報の提供 26の項、56の2の項、87の項	○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ・特定個人情報の照会 8の項 ・特定個人情報の提供 23の項、55の項、95の項	事後	番号法改正(令和6年5月27日)に伴う変更
令和6年12月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	
令和6年12月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	
令和6年12月18日	IV 8. 人手を介在させる作業	—	新設された評価項目の記載	事後	
令和6年12月18日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	新設された評価項目の記載	事後	
令和7年12月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	○番号法第9条第1号 別表 8の項	○番号法第9条第1項 別表 8の項	事後	
令和7年12月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	
令和7年12月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	